

# 勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成制度

勝浦町では、夫婦・子育て世帯に対し、町内の民間賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

## 1 対象者

この助成金の交付を受けることのできる方は次のすべての要件を満たす方になります。

(1) 世帯構成が次のいずれかに該当する方

- ・夫婦世帯：申請する年の4月1日現在、夫婦のいずれか一方が45歳以下の世帯
- ・子育て世帯：中学生以下の子供を含めた二人以上の世帯

(2) 勝浦町の住民として世帯全員が住民登録し定住する意思がある世帯

※5年未満で町外に転出した場合は返還金が発生します。

(3) 勝浦町定住促進賃貸住宅として登録されている住宅に居住していること

《 R6年4月現在の登録住宅 》

- ・ルミナス
- ・ヒビキ
- ・グリーンヒル（2LDKのみ）
- ・フローラルスクエア天川

(4) 世帯員が所有・経営している賃貸住宅でないこと

(5) 世帯員に600万円を超える年収の方がいないこと

(6) 世帯員のうち1人以上が継続して収入を得ていること

(7) 町税等に滞納がないこと

(8) 家賃の滞納がないこと

(9) ほかの公的住宅扶助を受けていないこと

(10) 世帯員に暴力団員がいないこと

## 2 助成内容

助成金の額は家賃（共益費・駐車場代等は除く）から、勤務先からの住宅手当等の額を減じて得た額の30%（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、夫婦世帯10,000円、子育て世帯20,000円を限度とします。

## 3 助成期間

交付決定した翌月から、1世帯最長36か月

## 4 申請に必要な書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 当該申請住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 世帯全員の納税証明書
- (5) 住宅手当額等を証明する書類

※<sup>1</sup> その他、必要に応じて上記以外の書類の提出を追加で求める場合があります。

※<sup>2</sup> 申請書はHPからダウンロードしていただくか、役場企画交流課でお渡ししています。

## 5 提出方法

勝浦町役場2階の企画交流課まで、必要書類を持参してください。

### 【担当窓口】

〒771-4395

勝浦町大字久国字久保田3番地

勝浦町役場企画交流課

電話：0885-42-2552